

第204回国会（常会・令和3年1月18日～令和3年6月16日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法律名	所管	成立日	公布日	施行日	概要	参考資料
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案	国土交通省	令和3年4月28日	令和3年5月10日	一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日	最近における気象条件の変化に対応して、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するため、特定都市河川の指定対象の拡大、特定都市河川流域における一定の開発行為等に対する規制の導入、雨水貯留浸透施設の設置計画に係る認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、浸水想定区域制度の拡充、都道府県知事等が管理する河川に係る国土交通大臣による権限代行制度の拡充、一団地の都市安全確保拠点施設の都市施設への追加、防災のための集団移転促進事業の対象の拡大等の措置を講ずる必要がある。	資料A
住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省	令和3年5月21日	令和3年5月28日	公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るため、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し、長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化、特別住宅紛争処理の対象の拡大等の措置を講ずる必要がある。	資料B
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案	内閣官房	令和3年5月12日	令和3年5月19日	令和三年九月一日から施行。 (但し、宅建業法改正関係については公布から1年以内)	デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う必要がある。	資料C
民法等の一部を改正する法律案	法務省	令和3年4月21日	令和3年4月28日	一部を除き公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日	所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相続関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行う必要がある。	資料D
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案	法務省	令和3年4月21日	令和3年4月28日	公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日	社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設する必要がある。	

第204回国会（常会・令和3年1月18日～令和3年6月16日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法律名	所管	成立日	公布日	施行日	概要	参考資料
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案	内閣府	令和3年5月28日	令和3年6月4日	公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日	障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる必要がある。	資料E
重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案	内閣官房	令和3年6月16日		基本方針、審議会等については公布から1年以内、区域の指定、調査、利用規制、事前届出等は公布から1年3ヶ月以内	我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定める必要がある。	資料F